

# 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた情報発信業務委託 プロポーザル実施要領

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、石川県（以下「県」という。）が実施する、「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた情報発信業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者「以下「参加者」という。」が、遵守しなければならない一般的な事項を定めるものである。

## 1 委託業務の概要

### (1) 業務件名及び数量

「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた情報発信業務」一式

### (2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (3) 委託業務内容

「仕様書」のとおり

### (4) 委託予定金額

31,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

## 2 スケジュール（予定）

(1) 公募開始	令和8年2月4日（水）
(2) 参加申込書提出期限	令和8年2月12日（木）午後5時まで
(3) 質問票提出期限	令和8年2月18日（水）午後5時まで
(4) 企画提案書等提出期限	令和8年3月4日（水）午後5時まで
(5) 企画提案書の審査	令和8年3月中旬
(6) 選定結果通知	令和8年3月下旬
(7) 契約の締結	令和8年4月

## 3 参加資格

### (1) 単独企業による参加の場合

- ① 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- ② 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- ⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 石川県の納税義務を有する者にあっては、当該県税全般について、未納がない者であること。
- (2) 共同企業体による参加の場合
- ① 構成員のいずれかが上記(1)の①及び②の条件を満たすこと。
- ② すべての構成員が上記(1)の③から⑦の全ての条件を満たすこと。
- ③ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員となっていないこと。

#### 4 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限  
令和8年2月12日（木）午後5時必着
- (2) 提出書類  
① プロポーザル参加申込書【様式1】  
② 事業者概要書【様式2】  
※②について、共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。
- (3) 提出方法  
電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。  
件名は「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた情報発信業務委託公募型プロポーザル参加申込」とすること。
- (4) 提出先  
石川県知事室戦略広報課広報グループ 宛  
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL: (076) 225-1239 / Mail:e130500b@pref.ishikawa.lg.jp
- (5) 参加の辞退  
参加申込書【様式1】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届【様式3】を提出すること。

#### 5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

- (1) 提出期限  
令和8年2月18日（水）午後5時必着
- (2) 提出方法  
質問票【様式4】を電子メールにより提出し、必ず電話で着信確認を行うこと。  
件名は「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた情報発信業務委託に関する質問」とすること。

(3) 提出先

上記4(4)に同じ。

(4) 質問の回答

電子メール

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しない形で、プロポーザル参加申込書提出者に周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けない。

## 6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

	提出書類	提出部数	様式	備考
1	企画提案応募申請書	1	様式5	
2	企画提案書 ・正本1部 ・副本6部 ・副本PDFデータ ※PDFデータについては、 5(4)のアドレスに送付 すること。	7	任意	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本工業規格A4横カラー左綴じ、枚数は20枚以下とすること。</li><li>・A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと</li><li>・表紙に「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた情報発信業務委託企画提案書」と記載すること。</li><li>・正本は、余白に会社名を表示し、副本には、企画提案書内に会社名は表示しないこと。</li></ul>
3	類似業務受注実績	1	様式6	<ul style="list-style-type: none"><li>・類似業務の受注実績を記載すること。 &lt;類似業務とは&gt; ※過去5年以内 感情に訴えかける動画、CMの作成実績 デジタル広告を用いたプロモーション活動の実績 キャンペーンホームページの作成実績</li><li>・過去の実績（実際に作成した動画等）を説明するため、企画提案書にURLやQRコード等を記載し、動画コンテンツを掲載することも可能とする。</li></ul>
4	委託業務共同企業体協定書の写し ※企業共同体の場合	1	様式7	
5	見積書	1	任意	<ul style="list-style-type: none"><li>・宛先は「石川県知事 馳 浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（項目別に単価が明示されている等）</li><li>・見積金額が1(4)を上回っている場合は、審査の対象としない。</li></ul>

### (3) 企画提案書の内容

- ・企画提案書には、資料2「仕様書」の「4 業務内容」(1)をふまえ、項目ごとに以下の記載すること。

#### ①現状認識、ターゲット層、取り組みの全体像

- (ア) 地震・豪雨の風化に対する現状認識
- (イ) 風化防止の効果が高いと想定されるターゲット層
- (ウ) ターゲット層に対し、②、③、④をどのように用いて、目的を達成するのか。（1枚のイメージ）
- (エ) 令和7年度事業との継続性にも配慮しつつ、令和7年度事業をふまえて令和8年度の事業の方向性への対応方針を記載すること。

※提案にあたり【別紙1】「令和7年度事業をふまえた令和8年度事業の方向性」を参照すること。

※首都圏や関西圏で県が展開する復興応援事業との相乗効果を図ること。

#### ②風化防止に向けた動画の制作

- ・7～8月頃に、最初に公開する動画のうち、2本について、以下を記載すること。

- (ア) 取り上げる題材、選定理由
- (イ) 動画のおおまかな構成案

- ・上記の動画のうち1本は、絵コンテ等を用いた動画のイメージを示すこと。
- ・動画に込めたメッセージを端的に伝える、キャッチコピーを表示すること。
- ・令和8年度事業で県が想定している動画の題材の例は次のとおり。

ただし、例にない題材を取り上げることも可能とする。

- (例)
  - 1. トキ放鳥
  - 2. 一次産業の再建（営農再開・千枚田の田植えなど）
  - 3. 関係人口として県外から能登に関わる人
  - 4. 輪島塗の再興
  - 5. インフラの復旧（のと里山海道、能登絶景海道など）
  - 6. 若年層（小学生～中学生など）から見た能登の創造的復興

#### ③能登への関心を高め、復興応援事業等につなぐ「復興応援特設サイト」の運営・改良

- ・復興応援特設サイト（以下、「サイト」）について、以下を記載すること。

- (ア) 改良後サイトの全体構成（サイトマップ）
- (イ) 改良するポイント
- (ウ) 主要ページのデザイン案

※サイトに掲載されている動画などの既存コンテンツを活かした提案すること。

※令和8年度中の運用費用を含んだ提案とすること。

※令和9年度以降、サイト運営者が変更となった場合でも、変更後の運営者が更新などの対応ができる方法で構築するとともに、令和9年度のランニングコストの見込みも示すこと。

#### ④認知拡大に向けたプロモーション

- ・具体的なターゲット及び媒体の組み合わせ
- ・制作する広告物のイメージ
- ・協力・協賛企業とのコラボレーションの企画

#### ⑤業務スケジュール

- ・委託業務期間全体を通じた業務スケジュールを示すこと。

※以下の時期を主要キャンペーン期間に据えること。

(i) 奥能登豪雨2年

(ii) 能登半島地震3年

※提案にあたっては【別紙2】「スケジュールのイメージ」を大枠とし、具体的なスケジュールを示すこと。

#### ⑥実施体制

- ・担当者ごとの役割（管理者・主担当者・補助等）及び体系図
- ・主担当者の類似業務実績（業務内容等を具体的に）

#### ⑦効果測定・検証

- ・KPIに用いる指標及び測定方法

### (4) 提出方法

上記4(4)の宛先に、提出書類一式を提出（郵送）すること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

### (5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。
- ・企画案や過去の類似実績を説明するため、企画提案書にURLやQRコード等を記載し、動画コンテンツを掲載することも可能とする。ただし、掲載する動画コンテンツの合計で10分程度を限度とし、プレゼンテーション（7(2)で後述）で動画を使用する際にはその再生時間も制限時間に含むものとする。

## 7 企画提案書の審査

(1) 企画提案書の審査は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより実施する。なお、企画提案書の提出者が多数となった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち、書類選考を行う場合がある。

### (2) プrezentation及びヒアリングについて

#### ①日時及び会場

企画提案書提出者（書類選考を行う場合は書類選考通過者）に、別途通知する。

#### ②実施方法

- ・説明者は1提案あたり3名以内とする。
- ・プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づき、20分以内とする。

- ・プレゼンテーションはパワーポイント等の電子データを用いて行うこととし、事務担当宛てに、実施日前日までに電子メールで送付すること。
- ・準備する電子データは、企画提案書に沿った内容とすること。
- ・審査会場には大型モニター、HDMIケーブル、パソコンを準備するが、操作環境上、提案者が持参する機器等を用いる場合には予め相談すること。なお、提案者が持参する機器等を用いる場合、設定等準備の時間はプレゼンテーションの時間に含むものとする。
- ・プレゼンテーションに係る審査委員からのヒアリングに対しては、簡潔な説明に努めること。なお、ヒアリング時間は10分以内とする。
- ・プロポーザル参加者は、他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

## 8 選定方法

- (1) 【別紙3】「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた情報発信業務委託プロポーザル 評価基準」に基づき、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた情報発信業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）において、審査を行うものとし、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (2) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (3) 審査は非公開で行う。
- (4) 次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。
  - ・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めることが委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める。
  - ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと。
  - ・実施要領に適合しない書類を作成すること。
  - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
  - ・プレゼンテーションに参加しないこと。
  - ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 9 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した者に対して、【別紙4】又は【別紙5】により参加者に通知するとともに、業務委託先候補者を石川県ホームページに掲載する。なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

## 10 契約の締結

- (1) 県は、上記8により最も評価の高い提案を行った者であるとした者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。なお、採択された事業計画・事業提案は、県と候補者の協議により修正・変更を行う場合がある。  
※本事業の実施は、令和8年1月石川県議会での令和8年度石川県一般会計予算の成立が条件となる。
- (2) 上記8により最優秀提案者として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。

(3) 契約時期は、令和8年4月を予定している。

## 11 契約の解除

---

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

## 12 業務の一括再委託の禁止

---

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

## 13 その他の留意事項

---

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 募集及び契約は、県の都合により中止することがある。
- (6) 本プロポーザルの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (8) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
- (9) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (10) 令和9年度において、「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた情報発信事業」を行う場合（令和9年度石川県一般会計予算の成立が条件）は、令和8年度の委託期間中に事業評価及び検証等を行ったうえで、令和8年度の受託者と契約を行う場合がある。
- (11) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。